

手続区分	担当課 (地図の番号)	転入（他市区町村から門真市への住所変更） ※新住所にお住まいになってから14日以内に転入の届出をして下さい。	転出（門真市から他市区町村への住所変更） ※引越し先の市区町村で、新住所にお住まいになってから14日以内に転入の届出をしてください。	転居（門真市内の住所変更） ※新住所にお住まいになってから14日以内に転居の届出をして下さい。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	市民課 (別館1階) ① 06-6902-5983	・継続利用・券面記載事項変更をしてください。(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持参) ・必要な方は、署名用電子証明書の再発行をしてください。	手続きはありません。 ※転出先の市区町村で継続利用・券面記載事項変更をしてください。 ※転出に伴い、署名用電子証明書は失効します。	・券面記載事項変更をしてください。(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持参) ・転居に伴い、署名用電子証明書は失効します。必要な方は、署名用電子証明書の再発行をしてください。
印鑑登録		必要な方は、印鑑登録申請をしてください。(登録する印鑑、本人確認書類等を持参)	印鑑登録証を返却してください。(郵送可) ※転出に伴い、印鑑登録は抹消されます。	手続きはありません。
国民健康保険	健康保険課 (別館1階) ② 06-6902-5697	加入する場合は、転入日から14日以内に加入の手続き(国民健康保険資格取得届)をしてください。 ※住所地特例対象施設に転入の場合は、その旨をお申し出ください。 ※遠隔地用保険証を申請済みの方は、その旨をお申し出ください。	国民健康保険被保険者証を返却してください。(郵送可) ※住所地特例対象施設・福祉施設へ転出される場合又は、修学のため他市に転出される場合は、遠隔地保険証申請をしてください。(在学証明書、施設入所証明書、国民健康保険被保険者証を持参)	住所変更の手続きをしてください。
後期高齢者医療		(他都道府県からの引越しの場合) 転入日から14日以内に加入の手続き(後期高齢者医療資格取得届)をしてください。(後期高齢者医療負担区分証明書を持参)※住所地特例対象施設に転入の場合は、その旨をお申し出ください。 (大阪府内からの引越しの場合) 手続きはありません。	後期高齢者医療被保険者証を返却してください。(郵送可) 後期高齢者医療負担区分証明書を発行します。 ※住所地特例対象施設へ転出される場合は、住所地特例申請をしてください。(後期高齢者医療被保険者証を持参)	手続きはありません。
国民年金	市民課 国民年金グループ (別館1階) ③ 06-6902-6005	・日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則住所変更の手続きはありません。 ・必要な方は、加入の手続き(国民年金被保険者関係届書等)をしてください。(年金手帳等を持参)	手続きはありません。	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則住所変更の手続きはありません。
身体障がい手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳	障がい福祉課 (別館1階) ④ 06-6902-6154	記載事項変更の届出をしてください。(各手帳を持参)	手続きはありません。	住所変更の手続きをしてください。(各手帳を持参)
障がい者医療費助成		医療証の交付申請をしてください。	医療証を返却してください。(郵送可) ※転出に伴い、医療証は失効となりますので使用できません。	住所変更の手続きをしてください。
医療費助成 (子ども医療費・ひとり親家庭医療費)	こども政策課 給付グループ (別館1階) ⑤ 06-6902-6186	医療証の交付申請をしてください。	医療証を返却してください。(郵送可) ※転出に伴い、医療証は失効となりますので使用できません。	住所変更の手続きをしてください。(各医療証を持参)
医療費助成 (未熟児養育医療)		養育医療券の交付申請をしてください。	手続きはありません。	手続きはありません。
児童手当		認定請求をしてください。	手続きはありません。転出予定日から15日以内に、転出先の市区町村で認定請求をしてください。	住所変更の手続きをしてください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当		児童扶養手当：転入手続きをしてください。 特別児童扶養手当：転入手続きをしてください。	児童扶養手当：転出手続きをしてください。(郵送可) 特別児童扶養手当：転出先の市区町村で手続をしてください。	住所変更の手続きをしてください。(各医療証を持参)

引越し（転出・転入・転居届）に伴う関連手続のご案内

※本案内は一般的な手続き概要について記載しております。詳細は担当課へお問い合わせください。

門真市

手続区分	担当課	転入（他市区町村から門真市への住所変更） ※新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転入の届出をして下さい。	転出（門真市から他市区町村への住所変更） ※引越し先の市区町村で、新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転入の届出をしてください。	転居（門真市内の住所変更） ※新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転居の届出をして下さい。
保育所・幼稚園・認定こども園	保育幼稚園課 （別館 1 階）⑥ 06-6902-6757	教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の申請をしてください。 保育所等への入所・入園の手続きをしてください。（現在通われている施設の継続利用を希望する場合も手続きが必要です。）	退所・退園の手続きをしてください。（郵送可もしくは在籍施設にて手続き） 転出先にて左記の手続きをしてください。 （現在通われている施設の継続利用を希望する場合も手続きが必要）	住所変更の手続きをしてください。
介護保険（資格）	高齢福祉課 （別館 1 階）⑦ 06-6902-6176	（くすのき広域連合構成市（守口市・四條畷市）からの引越しの場合） 手続きはありません。被保険者証が送付されます。 （それ以外の市区町村からの引越しの場合） 税情報確認用の同意書の記入・提出をしてください。	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を返却してください。（郵送可）	住所変更の手続きをしてください。
介護保険 （要介護・要支援認定）		介護サービスを利用したい場合は認定申請をしてください。 要介護認定を引継ぐ場合は転入した日から 14 日以内に受給資格証明を持参し、要介護認定の申請をしてください。	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を返却してください。（郵送可） 要介護認定を受けていた方は、受給資格証明を交付します。	住所変更の手続きをしてください。
介護保険 （住所地特例）		住所地特例申請をしてください。	手続きはありません。	手続きはありません。
125cc 未満のバイク等（原動機付自転車、小型特殊自動車）	課税課 市民税グループ （別館 2 階）⑧ 06-6902-5874	所有車両の定置場所が門真市内の場合、登録（標識交付申請）をしてください。（廃車申告受付書（廃車証明書）を持参）	所有車両の定置場所が門真市外の場合、廃車（標識返納）の手続きをしてください。（ナンバープレート、標識交付証明書等を持参） ※廃車手続き後、転出先の市区町村で登録をしてください。	手続きはありません。
125c 以上のバイク （軽二輪、小型二輪）		所有車両の定置場所が門真市内の場合、近畿運輸局大阪運輸支局（050-5540-2058）にて手続きをしてください。	所有車両の定置場所が門真市外の場合、管轄の運輸支局にお問い合わせの上、手続きをしてください。	手続きはありません。
軽自動車 （軽三輪、軽四輪）		所有車両の定置場所が門真市内の場合、軽自動車検査協会高槻支所（050-3816-1841）にて手続きをしてください。	所有車両の定置場所が門真市外の場合、管轄の軽自動車検査協会にお問い合わせの上、手続きをしてください。	手続きはありません。
公立の小中学校転校	学校教育課 （本館 2 階）⑨ 06-6902-7107	転校手続きをしてください。（これから通学する学校に転校用在学証明書と教科用図書給与証明書を提出してください。）	現在通っている学校で、転校用在学証明書と教科用図書給与証明書を受け取ってください。 ※転出先の市区町村で転校の手続きをしてください。	現在通っている学校で、転校用在学証明書と教科用図書給与証明書を受け、転校手続きをしてください。 ※同一校区内での転居の場合は、手続きはありません。
犬の登録	環境政策課（深田町 19 番 5 号リサイクルプラザ 3 F）⑩ 06-6902-7212	現在の鑑札を持参し、所在地等変更の手続きをしてください。門真市の鑑札と無料交換します。	手続きはありません。 ※転出先の市区町村で手続きをしてください。	所在地等変更の手続きをしてください。
妊婦健康診査 （妊婦健康診査受診券）	健康増進課健康増進グループ（御堂町 14 番 1 号保健福祉センター 4 F）⑪ 06-6904-6500	・健康増進課窓口で未使用の受診券を門真市の妊婦健康診査受診券へ交換してください。（母子健康手帳、未使用の受診券、本人確認書類・印鑑・振込口座がわかるものを持参） ・助産師等の面談があります。（所要時間 30~60 分程度）	手続きはありません。 ※転出前に他都道府県で妊婦健診を受診した方は、2 年以内であれば償還払いの申請が可能です。 ※転出先の市区町村で受診券の交換をしてください。	手続きはありません。 ※受診券の住所欄には新しい住所を記入して使用してください。
予防接種予診票	健康増進課管理・医療グループ⑪ 06-6904-6400	手続きはありません。（予防接種を受ける際は、市が委託している病院で予診票を受け取ってください。）	手続きはありません。（予防接種を受ける際は、市が委託している病院で予診票を受け取ってください。）	手続きはありません。（予防接種を受ける際は、市が委託している病院で予診票を受け取ってください。）
水道の使用	環境水道部お客さまセンター（泉町 7 番 23 号）⑫ 06-6903-2121	開栓の届出をしてください。（電話可） 届出がない場合でも、使用が判明した際は水道料金等の基本料金などががかかります。	閉栓の届出をしてください。（電話可） 届出がない場合、使用されていなくても水道料金等の基本料金などががかかります。	必要な開閉栓の届出をしてください。（電話可） 届出がない場合でも、使用が判明した際は水道料金等の基本料金などががかかります。